人権尊重社会を実現させるために
～7月の同和問題啓発強調月間に寄せて～

問教育政策課

節目の月に

本年も同和問題啓発強調月間を迎えました。今までこの月間を通して、私たちは、多くのことを学んできました。また、啓発冊子を通して、子どもたちや高齢者の人権や命の問題について考え、行動していくことの大切さを再確認しています。

今年も私たち自身の人権と命について振り返っていく節目の月としていきましょう。

部落差別解消推進法制定10年

同和問題の解決は、「国民的課題であり、行政の責務」と言われます。言い換えるならば部落差別を温存させてきた私たち一人ひとりの問題ともいえます。

一方で、情報化社会の発展に伴って、インターネットを使って、いわれなき書き込みが行われています。このような現状を見据え、10年前の平成28年に「部落差別解消推進法」が制定されました。この法の骨子は3点です。

・部落差別は現存する
・差別解消のための教育や啓発を行う
・部落差別のない社会を実現する

しかし、この法が制定されたことを知らない人も存在し、本市でも、差別意識が祖父母から孫へ伝えられていたり、隣近所の会話の中で、同和地区に対する決めつけた見方をすり込んだりするなど、まだまだ差別の連鎖が続いている現状があります。

法で掲げた部落差別のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが予断や偏見を見極め、自分にできる差別をなくすための行動を心がけることが大切です。

子どもの作文と高齢者の涙

部落差別をはじめ、さまざまな人権問題を解決するため、子どもたちは学んでいます。学んだことは、人権作文集「くさび」にまとめられます。たくさんある中で中学生の作文の一節を紹介します。

「差別は遠い世界の話ではなく、僕らのすぐ近くにあります。僕はこれからも、人を尊重し、差別をしない人間でありたいです。そして、周りの仲間たちと一緒に、少しでも差別のない社会に近づいていけるように努力していきたいと思います。」

これらの人権作文を読んだ市内の高齢者から、次のような手紙が届きました。

「昔はいろいろな差別にあまり気づけず、今でも差別は続いていて、たくさんの人が苦しんでいます。（中略）子どもたちの純粋な作品をまとめていただいて、いつもありがたく、ページをめくるたびに涙と闘いながら、ワクワクして読ませていただいています。」

この高齢者は、今までさまざまな差別を受けてきた人です。

子どもたちの人権作文に勇気づけられ流した涙の陰に、今までどのようなことがあったか思いを巡らしてみてください。そのことが、人権尊重のまちづくりをよりあたたかいものにしていく気がしてなりません。

強調月間の主な取り組み

同和問題の解決のために本市でも取り組みを行います。

【街頭啓発】

啓発パンフレットとボールペンを配布します。

日7月1日㈬、18時～
場市内ＪＲおよび西鉄駅前

日7月10日㈮、18時
場市内大型商業施設前

【人権問題に関する書籍の紹介】

日7月1日㈬～31日㈮
場市民図書館特設コーナー

【人権ポスター・標語の展示】

日7月16日㈭～28日㈫
場生涯学習センター

【人権メッセージ募集】

皆さんからのあたたかい人権メッセージを募集します。標語や作文、写真など形式は問いません。

締7月10日㈮
申問教育政策課
☎（５５７）５１５０